

## 第 5 1 号議案

長岡京市議会議員及び長岡京市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

長岡京市議会議員及び長岡京市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成 1 9 年長岡京市条例第 1 3 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）の改正に伴い、選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費の限度額を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市議会議員及び長岡京市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市議会議員及び長岡京市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年長岡京市条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p> | <p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p> |

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の長岡京市議会議員及び長岡京市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。